(素案)

須賀川市教育振興基本計画

2023年(令和5年度) ~ 2032年(令和14年度)

(写真 or イラスト)

須賀川市教育委員会 令和5年●月



目 次

1	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2	計画の位置付け
3	計画推進に向けた体制と実効性の確保・・・・・・・・・・・・2
4	計画の体系 ······· 3
5	基本理念 4
6	計画の内容
	基本目標 I 安心して子どもを産み育てられる
	基本施策1 幼児教育·保育の充実······ 5
	基本施策2 子育て支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	基本目標Ⅱ 変化の大きい社会に的確に対応できる「生きぬく力」が備わっている
	基本施策1 確かな学力の育成9
	基本施策2 豊かな心と体の育成11
	基本施策3 新たな学びの環境整備・・・・・・・13
	基本施策4 特別支援教育の充実
	基本目標Ⅲ 生涯にわたり、様々な機会・場所で学習やスポーツを行い、豊かな生活を送っている
	基本施策1 生涯学習の推進・・・・・・・・・・17
	基本施策2 スポーツ活動の推進・・・・・・・・19
	基本目標IV 文化芸術や観光などの地域資源が活用され、交流が図られている
	基本施策1 特撮文化の推進・・・・・・・・・・・・21
	基本施策2 文化芸術の推進・・・・・・・・・・23
	基本目標V 教育委員会活動が充実している
	基本施策1 教育行政の体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・27
r /	\$- 孝 咨约【

【参考資料】

- ○児童生徒数推計
- ○アンケート結果

1 計画策定の趣旨

- 1 少子高齢化や人口の減少・偏在化の進行、更には家庭と地域社会の関係性など、社会を取り巻く環境 は大きく変化しています。
- また、ICT(情報通信技術)の発展や、国際社会の共通目標である持続可能でより良い社会の実現を目
 指す「SDGs」に関する取り組みなど、新たな視点での課題が取り上げられるようになるなど、教育環境の
 質的向上に対する市民のニーズは深化・多様化し、解決すべき課題が山積しています。
- 6 本市では、2013(H25)年度から 2022(R4)年度までの 10 年間、「須賀川市教育振興基本計画」に 基づき、教育の振興を須賀川市の最優先課題として取り組んでまいりました。
- 8 この間、国の「第3期教育振興基本計画(2018(H30)年度から2022(R4)年度)」や「第7次福島県 9 総合教育計画(2022(R4)年度~2031(R12)12 年度)」が進められ、須賀川市では、「共につくる 住 70 み続けたいまち すかがわ」を将来都市像とした「須賀川市第9次総合計画(須賀川市まちづくりビジョン 2023)2023(R5)年度~2027(R9)年度)」が策定されており、これら上位計画を踏まえ、本市教育行 12 政の基本的な方針を明確にし、その実現のために各種の教育行政を推進する体制の充実に努める必要が あります。
- 14 須賀川市教育委員会は、「ともに学び ともに育ち ともに生きる 未来へつなぐ人づくり」を基本 15 理念に、本市における教育施策の指針となる新たな「須賀川市教育振興基本計画(以下「計画」という。」 16 を策定し、教育施策を推進します。

2 計画の位置付け

20

21

26

27

28

29

- 17 (1) この計画は本市教育行政を推進する基本となるもので、地域の実情に応じて、教育の振興を総合的
 18 かつ計画的に推進するための基本的な方針及び講ずべき施策、その他必要な事項を定め公表するものです。
 - (2) この計画は、本市まちづくりの基本である「須賀川市第9次総合計画」や他の各種計画との整合性を 図りながら推進します。
- 22 (3) この計画は、計画で示す方針や施策について、市民をはじめ関係機関の理解や協力を得ながら進め 23 ます。
- 24 (4) この計画の期間は、2023(R5)年度を初年度に 2032(R14)年度を目標年次とする 10 年間とし 25 ます。
 - このうち 2023(R5)年度から 2027(R9)年度までの 5 か年を前期計画、以降を後期計画とし、後期計画については、事業の進捗状況や、国・県の動向、社会情勢等の変化及び次期須賀川市総合計画との整合を踏まえて改定するものとします。

3 計画推進に向けた体制と実効性の確保

3

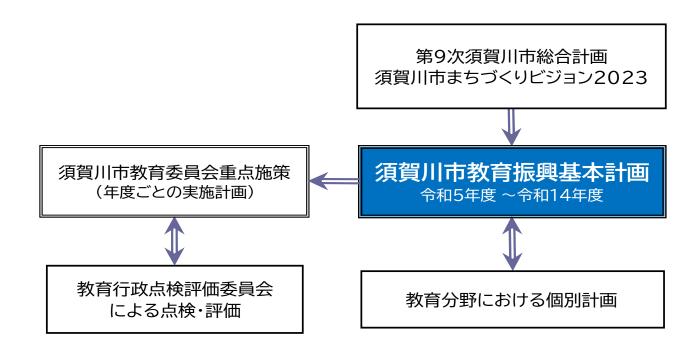
4

5

6

1 この計画の推進にあたっては、市教育委員会だけでなく、市長部局、関係機関、各学校と連携して取り 2 組みます。

この計画を効果的かつ着実に実施するため、毎年度「教育委員会重点施策」を定めて事業を執行するとともに、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、外部の視点から評価する「教育行政点検評価委員会」による点検評価を実施するなど、PDCA(計画 Plan→実行 Do→評価 Check→改善 Action)サイクルにより進行管理を行います。



【須賀川市第9次総合計画】

「共につくる 住み続けたいまち すかがわ」

【基本理念】

「ともに学び ともに育ち ともに生きる 未来へつなぐ人づくり」

基本目標	基本施策	主要施策
I 安心して子どもを産	1 幼児教育・保育の充実	(1) 保育施設の運営(2) 私立保育施設の支援(3) 特別保育の充実
み育てられる	2 子育て支援の充実	(1) 放課後の居場所づくり(2) 相談・支援体制の充実(3) 子育て支援事業の充実
	1 確かな学力の育成	(1) 学力向上の推進(2) 外国語教育の推進(3) ICT教育の推進
変化の大きい社会に 的確に対応できる「生 まゅくかば供わる。	2 豊かな心と体の育成	(1) 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成(2) 不登校児童生徒の支援(3) 学校体育の推進
きぬく力」が備わっている	3 新たな学びの環境整備	(1) 新たな部活動のあり方の推進(2) 教育環境の確保(3) 「協同的な学び」の推進
	4 特別支援教育の充実	(1) 個に応じた支援の充実と特別支援教育に対する理解の推進 (2) 適正な就学支援
Ⅲ 生涯にわたり、様々な 機会・場所で学習やス	1 生涯学習の推進	(1) 生涯学習機会の充実(2) 図書館機能の充実(3) 社会教育団体の支援
ポーツを行い、豊かな 生活を送っている	2 スポーツ活動の推進	(1) スポーツ参画の促進(2) 競技スポーツの推進(3) スポーツを通じた関係人口の拡大
IV 文化芸術や観光など の地域資源が活用さ	1 特撮文化の推進	(1) 特撮文化の継承(2) 公民学の連携(3) 次世代を担う人材の育成
れ、交流が図られている	2 文化芸術の推進	(1) 文化芸術に親しむ機会の充実(2) 歴史・文化に関する資料や情報の収集と調査研究(3) 地域の宝創造プロジェクト事業の推進(4) 史跡などの保全管理の推進
V 教育委員会活動が充 実している	1 教育行政の体制の整備	(1) 情報の公開と市民の意見を取り入れた教育行政の推進(2) 教職員の働き方改革の推進(3) 教育委員会の公正かつ円滑な業務遂行

1 「ともに学び ともに育ち ともに生きる 未来へつなぐ人づくり」

2013(H25)年度からの10年間を計画期間とした「須賀川市教育振興基本計画」では、東日本大震災による甚大な被害に遭遇した「教育施設等の復旧・復興」を最優先事項に位置付け、教育施設や文化・スポーツ施設等の早期復旧と子どもや市民の心のケアに取り組み、校舎・施設等の新築や改修をはじめ、必要とされる耐震化が全て完了し、安全・安心に学習や活動ができる教育環境を整えることができました。

この間、様々な困難にも屈せず、子どもから大人まで、「ともに」助け合い支え合いながら、市民一体での 復旧・復興がなされ、目標を共有し全ての人が「ともに」努力を重ねた経験や成果は、須賀川市民の誇りであ り、今後の本市教育の道標となるものです。

本市の最上位計画となる「須賀川市まちづくりビジョン 2023(須賀川市第9次総合計画)」では、創造的 復興の「次の 10 年」という新たなステージにおいて、須賀川への愛着と誇り「シビックプライド」にあふれ、すべての人にとって「住み続けたいまち」であり続けることを目指すため、「共につくる 住み続けたいまち すかがわ」を将来都市像としています。

また、子ども達の「生きる力」を育むため、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、「協同的な学び」 を研究・推進していくことが必要です。

これらを踏まえ、本計画においては、教育分野での目指すべき理念を「ともに学び ともに育ち ともに 生きる 未来へつなぐ人づくり」 として様々な施策を進めることとします。

「ともに学び」 は、変化が激しく予測困難とされる社会的な諸課題解決のために、様々で柔軟な意見や考えから学び合い、自らのこととして最善の方策を見出そうとする、主体的・対話的で深い学びを推進していくことです。幼児教育・学校教育においては、集団活動や協同的学習を深化させ、安全で安心して学習できる教育環境の充実を図ります。また、各種社会教育施設を活用した、魅力ある生涯学習の機会の拡充に努めます。

「ともに育ち」 は、保育・教育施設での子ども自身の健やかな育ちはもとより、成長過程を見守る保護者や家族、地域住民が、地域社会全体で子どもを育てるとの自覚のもと、大人自身の自己実現につなげることです。家庭教育学級や評議員制度等を一層機能させ、児童施設・学校と保護者、地域住民との緊密な連携に努めます。

「ともに生きる」 は、幼児から高齢者まで年齢差や障がいの有無にとらわれず、ともに活動する機会を充実させ、互いの、そして自らのよさや能力・資質に気づき、それぞれの可能性や得意分野を認め、伸長させることで、全ての人が笑顔で意欲にあふれる潤いのある共生社会を目指し、世界共通の目標である SDGs の理解を深め、実践していきます。特に、特別支援教育を充実し、それぞれの特性を十分理解し、全ての子どもの可能性を引き出す教育環境を整えます。

須賀川市は、豊かな自然に囲まれ、長い歴史と伝統を有する文化都市です。先人が築き継承してきた自治 の精神が脈々と受け継がれ、よき伝統が学校教育や生涯学習に色濃く反映されています。

この誇れる文化や伝統を後世に受け継ぎながら、新たな歴史や文化を創出するのは、人であり、教育です。 私たちは、郷土の歴史や先人たちの足跡をたどり、現在に生かされている事実に学び、維持・発展させて いく責任があります。そのためにも、一人ひとりが「ともに」子育て環境の充実をはじめ、学校教育の充実や

生涯学習の推進に努めながら、あらゆる教育機会を通して、<mark>「未来へつなぐ人づくり」</mark>を展開していきます。

6 計画の内容

基本目標

Τ

安心して子どもを産み育てられる

基本施策

幼児教育・保育の充実

I-1

【現状と課題】

共働き世帯の増加、核家族化の進行など、子育てを取り巻く環境の変化により、保育を必要とする子どもが増加しています。加えて、地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域における子育で・教育機能が低下し、保育所・幼稚園・こども園(以下「保育施設」)における保育・幼児教育がますます重要になってきています。

【施策の方向性】

安心して子どもを預けられ、充実した保育・幼児教育が受けられるよう、保護者のニーズに応 じた保育施設の整備や保育士等の人材確保を推進し、就学前の待機児童解消を図ります。 保育・幼児教育サービスの質の向上、特別保育の充実を図ります。

【計画指標】

項目	現状値	目標値
保育施設待機児童数	20人(2022)	0人(2027)
集団生活をしている 3~5 歳児の割合	98.8%(2021)	99.5%(2027)

【関連法令·計画等】

こども基本法

子ども・子育て支援法

子ども·子育て支援事業計画 (2020(R2)年度~2024(R6)年度)









主要施策 I -1-(1)

保育施設の運営

【目指す姿】

安心して子どもを預けられ、充実した保育・幼児教育が受けられます。

【主な取り組み】

市立保育施設において保護者のニーズに応じた保育・幼児教育を提供し、子育て家庭を支援し ます。

研修や訪問指導、園内での相互学習などにより、保育施設における保育・幼児教育の質の向上 を図ります。

保幼小接続連携を強化して、円滑な就学を図るとともに、<u>**架け橋期</u>の学びの充実に努めます。 障がいがある園児や特別な支援が必要な園児については、特別支援教育支援員の配置や保育 士の加配により、適切な保育・幼児教育を行い、就学までを支援します。

※架け橋期:義務教育開始前後の5歳児から小学1年生の2年間

主要施策 I -1-(2)

私立保育施設の支援

【目指す姿】

私立の保育施設の整備が進み、勤務する保育士等の人材が確保され、待機児童が解消されています。

【主な取り組み】

保育・幼児教育サービス量の確保やさらなるサービス向上のため、私立の新たな保育施設の整備や増改築に対して支援を行います。

私立保育施設が雇用する新卒保育士や潜在保育士に就職一時金を支給するとともに、保育補助者の雇用や保育士宿舎の借り上げなどに係る経費を助成します。

主要施策 I -1-(3)

特別保育の充実

【目指す姿】

保護者のニーズに対応した特別保育が利用できます。

【主な取り組み】

預かり保育や一時保育、延長保育など特別保育の充実を図ります。

※病後児保育施設において病後児に対する保育を行います。

※病後児保育:病気の回復期にあるため、集団保育や家庭保育が困難な子どもを一時的に預かること

子育て支援の充実

【現状と課題】

核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域における子育て機能が低下し、子どもを産み育てることに不安を持つ親が増えており、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援、不安や孤立感に対する相談体制の充実が求められています。

【施策の方向性】

様々な子育てニーズに対応した事業により、子育てへの不安を軽減し、子どもを健やかに育てられるよう取り組みます。

放課後児童クラブの待機児童の解消に向け、利用定員の増加を図ります。

子育て世代包括支援センター、子育て支援センターなどにおいて、妊娠期から子育て期にわたる相談・支援体制の充実を図るとともに、子育てを支援する様々な事業を実施します。

【計画指標】

項目	現状値	目標値
この地域で子育てをしたいと思う 15 歳 以下の子どもを持つ保護者の割合	92.6%(2022)	95.0%(2027)
放課後児童クラブの待機児童数	74人(2022)	0人(2027)
子育ての相談をする相手がいる保護者 の割合	94.7%(2022)	100.0%(2027)

【関連法令·計画等】

子ども・子育て支援法

子ども・子育て支援事業計画 (2020(R2)~2024(R6))















主要施策 I - 2-(1)

放課後の居場所づくり

【目指す姿】

保護者が就労などで日中家庭にいない小学生が、放課後に安全・安心に過ごせる居場所が確保されています。

【主な取り組み】

放課後児童クラブの待機児童の解消に向け、公共施設などの活用により、利用定員の増加を図ります。

小学校の余裕教室などの活用により、放課後子ども教室を実施し、子どもたちの放課後の居場 所を提供するとともに、地域の有償ボランティアによる学びや交流活動を行います。

主要施策 I -2-(2)

相談・支援体制の充実

【目指す姿】

子育て世帯の妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談・支援体制が確保され、子育てへの不安が軽減されています。

【主な取り組み】

子育て世代包括支援センター、子育て支援センターにおいて、子育てに関する相談・支援体制の 充実を図ります。

児童家庭相談室・児童虐待防止相談室において、子どもの養育や家庭問題等に関する相談に応じるとともに、関係機関と連携し児童虐待の防止に努めます。

主要施策 I -2-(3)

子育て支援事業の充実

【目指す姿】

様々な子育てニーズに対応した事業があり、子育てに関する負担が軽減されています。

【主な取り組み】

医療費や各種手当などの支給により、子育て世帯への経済的支援を行います。

産前産後家庭支援ヘルパー派遣事業により、産前産後の時期に家事や育児が困難な家庭を支援します。

ファミリーサポートセンターの運営により、登録した会員同士が有償で子どもの送迎や自宅で の預かりなどのサービスを提供し、子育てを支援します。

市内の子育てサークルが加入する子育てサークル連絡協議会が行う活動を支援します。

基本目標

Π

変化の大きい社会に的確に対応できる「生きぬく力」が備わっている

基本施策

Ⅱ -1

確かな学力の育成

【現状と課題】

社会全体で子どもたちの「生きぬく力」を育むため、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、「協同的な学び」を研究・推進していく必要があります。

子どもたちに求められる資質・能力を社会と共有・連携する「社会に開かれた教育課程」を重視 し、展開していく必要があります。

【施策の方向性】

一人ひとりの学習意欲が高まり、個性を十分発揮できる資質や能力を高められるよう、「授業 と授業研究を第一優先にした学校づくり」を実践し、「分かる」授業づくりを推進します。

また、個別最適な学びと協同的な学びの一体的充実を図りながら、子どもたちの多様な幸せ (well-being)の実現に努めます。

学校と家庭、地域が連携、協働してより良い教育環境づくりに努めることができるよう、小中 一貫教育須賀川モデルを推進します。

【計画指標】

項目	現状値	目標値
小 6 における国語・算数の正答率が 全国平均を上回っている科目数	0 科目(2021)	2 科目(2027)
中3における国語・数学の正答率が 全国平均を上回っている科目数	1科目(2021)	2 科目(2027)







主要施策 学力向上の推進

【目指す姿】

教職員の資質向上と授業の充実を図る組織的な取り組みを推進することにより、確かな学力 を育む学校教育環境が整っています。

【主な取り組み】

学校教育アドバイザーの派遣、教育研修センター主催の研修会の実施などを通し、授業の質的 改善、指導力の向上に取り組みます。

学校指導訪問の実施、指導主事の派遣研修などにより、個々の教員との個別研修の機会を増 やし、授業の充実、指導力のさらなる向上を図ります。

主要施策 Ⅱ -1-(2) 外国語教育の推進

【目指す姿】

各学校での教育活動において、ネイティブスピーカーと接する機会を増やすことにより、言語や 文化についての理解を深め、コミュニケーション能力の向上が図られています。

【主な取り組み】

外国語指導助手の派遣を増やし、さらなる有効な活用を工夫することにより、英語によるコミュニケーション能力の向上や国際理解教育の充実に努めます。

外国語指導助手及び外国語教育担当教員に対する研修を実施し、より効果的な<u>**ティーム</u> ティーチング授業の工夫に努めます。

※ティームティーチング:複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て指導する方式

主要施策 Ⅱ -1-(3) *ICT教育の推進

【目指す姿】

ICT を効果的に活用した分かりやすい授業を工夫することにより、児童生徒の学習意欲が高まり、理解を深めることができています。

【主な取り組み】

国が推進する<u>*GIGA スクール</u>構想に基づき、学校における ICT 教育環境の充実とその効果的な利活用の推進を図ります。

ICTを効果的に活用した授業のあり方について研修会を実施し、デジタル教科書や教育アプリなどのより効果的な活用について教職員の理解を深めます。

※ICT 教育:Information and Communication Technology 情報通信技術を活用した教育活動 ※GIGA スクール:Global and Innovation Gateway for All 「全ての児童生徒にグローバルで革新 的な扉を」という意味が込められている **I** −2

【現状と課題】

学習指導要領では、「特別の教科 道徳」の確実な実施などにより、道徳教育のさらなる充実が求められています。

いじめ、不登校に関する諸問題の解決に向けて、居心地のよい教育環境を整えるとともに、家庭や関係機関とより一層連携を深めながら対策を強化する必要があります。

肥満児童生徒の割合は、改善が見られるものの、依然、全国平均と比較すると割合が高い傾向 にあります。

【施策の方向性】

一人ひとりに豊かな人間性や社会性が備わるよう、「特別の教科 道徳」の時間を要とした学校の教育活動全体を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度など実践力を育成します。

学校や家庭、関係機関との連携を深め、不登校児童生徒への支援を行います。

健康と体力が保持増進されるよう、各学校の取り組みを支援し、体力・運動能力に関する課題 解決を図ります。

【計画指標】

項 目	現状値	目標値
児童生徒が自ら道徳性が身に 付いていると思う項目数 (全10項目中)	9 項目(2021)	10 項目(2027)
肥満児童生徒の割合	14.1%(2021)	13.0%(2027)

【関連法令·計画等】

教育機会確保法









主要施策 Ⅱ - 2-(1)

道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成

【目指す姿】

自己を見つめるとともに、物事を多面的・多角的に捉え、自己の生き方について考えを深める 児童生徒が育っています。

【主な取り組み】

各学校に指導主事を派遣し、「特別の教科 道徳」の授業の充実について研修を実施することにより、児童生徒の豊かな心や道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることができるよう支援します。

主要施策 Ⅱ-2-(2)

不登校児童生徒の支援

【目指す姿】

不登校児童生徒の学習の機会を確保し、学力とともに規範意識や自己肯定感、協同性が高まっています。

【主な取り組み】

教育研修センターにおいて適応指導「すこやか教室」を運営し、学校や家庭、関係機関との連携 を深めることにより、不登校児童生徒の集団への適応能力を培い、学校復帰を目指すとともに、 個々の状況に応じたきめ細かい支援を行います。

心の教室相談員を配置し、不登校傾向の児童生徒や別室登校している児童生徒に対する相談 や支援を行います。

主要施策 Ⅱ -2-(3)

学校体育の推進

【目指す姿】

健やかな体がつくられ、心と体の健康の保持増進が図られているとともに、肥満児童生徒の割 合の改善につながっています。

【主な取り組み】

各学校の実態に合った体力づくり推進計画の策定とその取り組みを支援します。

小学校陸上交流大会の練習会場費用や中体連各種大会への参加費用を負担するなど、学校及 び保護者の負担軽減を図ることにより、児童生徒が体力づくりに取り組みやすい環境をつくりま す。

新たな学びの環境整備

【現状と課題】

教職員の働き方改革・多忙化解消に向け、様々な業務の縮減を図り、部活動等のあり方を更に 見直す必要があります。

国が進める GIGA スクール構想に基づき、各学校における ICT のより効果的な利活用を推進する必要があります。

学校施設の老朽化による修繕箇所が増加し、授業活動等への支障が懸念されています。

【施策の方向性】

教職員の働き方改革・多忙化解消がスムーズに推進できるよう、家庭、地域、関係機関との連携・協力を図り、国が示す部活動の地域移行を見据えるとともに、中学校教職員の部活動指導に係る改革の観点から、部活動指導員を積極的に配置します。

ICT 機器やデジタル教科書などを利用して、より分かりやすい授業を実現し、学習意欲の向上や確かな学力の育成を図ります。

進行する少子化に対応し、施設の計画的な整備、的確な維持管理に努め、児童生徒が安全で安心な学校生活を送ることができるよう取り組みます。

【計画指標】

項目	現状値	目標値
部活動指導員の配置人数	5人(2021)	10人(2027)
施設管理上の不具合による教育支障件数	0件(2021)	0件(2027)







主要施策 Ⅱ - 3-(1)

新たな部活動のあり方の推進

【目指す姿】

部活動・特設活動に関する教職員の勤務負担が軽減されています。

【主な取り組み】

適正な部活動や特設活動の実施について周知徹底を図るとともに、そのあり方を見直す学校 を支援します。

中学校の部活動指導員を積極的に配置します。

部活動の地域移行に向け、関係機関との連絡調整のもと、その方向性を検討します。

主要施策 Ⅱ-3-(2)

教育環境の確保

【目指す姿】

児童生徒が安全で快適な学校生活を送れるよう、教育環境が適切に整備・保全がされています。

【主な取り組み】

進行する少子化に対応した学校規模の適正化の検討を行い、計画的な施設の整備・改修に取り組み、登下校を含め、児童生徒が安全で安心な学校生活を送ることができるよう努めます。

主要施策 Ⅱ - 3- (3)

「協同的な学び」の推進

【目指す姿】

児童生徒が主体的・対話的に学び、探究する協同的な学びが形成されています。

【主な取り組み】

学校教育アドバイザーを各学校に派遣し、学校が「主体的・対話的で深い学び」を目指した授業研究・授業改善に取り組む環境づくりを推進します。

学校指導訪問の実施、指導主事の派遣研修などにより、個々の教員との個別研修の機会を増 やし、授業の充実、指導力の向上を図ります。

特別支援教育の充実

【現状と課題】

特別な支援を要する児童生徒は増加傾向にあり、その対応にあたっては、障がいの混在化、複雑化、更には教職員の多忙化など、困難を極めている状況にあります。

【施策の方向性】

各学校に配置する特別支援教育支援員の配置人数を増員して、個々の特性に応じた特別支援 教育の充実を図り、安心して学校生活を送ることができるよう支援します。

年々増加し対応に追われる特別な支援を要する児童生徒とその家庭及び担当する教職員、特別支援教育支援員への支援について、より相談しやすい環境等を構築し、対応にあたります。

【計画指標】

項目	現状値	目標値
特別支援教育支援員の配置人数	50人(2021)	60人(2027)
個別の指導計画、教育支援計画に基 づいて学んでいる児童生徒の割合	92.8%(2021)	100%(2027)









主要施策 Ⅱ -4-(1)

個に応じた支援の充実と特別支援教育に対する理解の推進

【目指す姿】

特別な支援を要する児童生徒に対し、個々の教育的ニーズに応じた適切な学習活動の支援や生活介助が行われています。

【主な取り組み】

小・中・義務教育学校に特別支援教育支援員を配置するとともに、「特別支援教育研修会」、「特別支援教育連絡会」などを定期的に開催し、指導の充実を図ります。

児童生徒とその家庭及び担当する教職員、特別支援教育支援員への支援体制を強化します。

主要施策 Ⅱ -4-(2)

適正な就学支援

【目指す姿】

個々の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善又は克服できるよう、適切な就学の 支援がなされています。

【主な取り組み】

専門調査員を配置し、発達検査を速やかに受けられる体制を整えるとともに、児童生徒の障がいの種別や程度に応じた適正な就学を支援します。

基本施策

 $\Pi - 1$

生涯学習の推進

【現状と課題】

人生 100 年時代の到来やICT化の進展など生活が変化する中で、多様化するニーズに応えるため、オンラインによる講座などに取り組みながら、様々な学習機会と活動場所を提供する必要があります。

市民交流センターと各地域のコミュニティセンターの連携を強化し、住民相互の交流につながる学習機会の提供など、地域の課題を的確に捉えた生涯学習を推進する必要があります。

【施策の方向性】

生涯学習のニーズに合った学習機会と活動場所の確保に取り組みます。

市民が生涯にわたり、様々な学習を行い、豊かな生活を送れるよう、各種団体と連携・協働して、生涯学習の振興発展に努めます。

地域で活動する団体からの相談などに対する助言を行い、自主的で開かれた活動を支援するとともに組織運営の活性化を図ります。

【計画指標】

項目	現状値	目標値
生涯学習施設年間利用者数	216,325人(2021)	313,000人(2027)
生涯学習事業の参加者数 (オンライン講座を含む)	43, 490 人(2021)	72,000人(2027)
生涯学習事業の満足度	96.2%(2021)	99.0%(2027)
社会教育関係団体数	367 団体(2021)	390 団体(2027)
市民一人あたり図書貸出冊数	4.26 冊(2021)	4.50冊(2027)

【関連法令·計画等】

読書バリアフリー法(視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律) 須賀川市読書活動推進計画 (2020(R2)年度~2029(R11)年度)









主要施策 Ⅲ-1-(1) 生涯学習機会の充実

【目指す姿】

各施設の連携を強化し、SNS での情報発信やオンラインによる講座の充実を図るとともに、施設の機能を生かした各種講座や事業を企画・運営し、ニーズにあった学習機会と活動の場所が確保されています。

【主な取り組み】

SNS を活用して施設や生涯学習に関する情報を積極的に発信するとともに、各施設をオンラインでつないだ講座などを実施します。

市民交流センターと各地域のコミュニティセンターが連携を図りながら、地域の課題を的確に捉えた課題解決型講座などの各種講座を実施します。

主要施策 Ⅲ-1-(2) 図書館機能の充実

【目指す姿】

市民の読書活動の支援を図るとともに、地域における情報発信の拠点となっています。

【主な取り組み】

市民の読書活動を推進するための講座やイベントなどを企画・開催します。

読書バリアフリー法の趣旨に沿った資料を計画的に収集します。

市民の多様化するニーズに対応した生涯学習や社会生活等に必要な情報を発信します。

主要施策 Ⅲ-1-(3) 社会教育団体の支援

【目指す姿】

地域で活動する団体が、自主的で開かれた活動を行うとともに組織運営の活性化が図られています。

【主な取り組み】

社会教育関係団体の活動に対する支援を行います。

地域における活動内容発表の機会を提供します。

Ⅲ − 2

【現状と課題】

市民の健康と体力の維持向上を図るためには、スポーツの習慣化が必要であり、「いつでも」「どこでも」気軽にスポーツに取り組むことのできる環境の充実が望まれます。

また、市民の主体的かつ様々なスポーツへの関わり方を創出し、充実させるとともに、スポーツを担う人材を育成する必要があります。

「新しい生活様式」に対応した安全、安心なスポーツ活動の推進が求められています。

【施策の方向性】

いつでも、身近にスポーツ活動ができる場所と機会を提供します。

生涯にわたり、様々な機会、場所でスポーツを行い、豊かな生活を送るため、誰もが「いつでも」「どこでも」、スポーツを「する」「みる」「ささえる」など、様々な形で親しめるよう機会や情報を提供します。

また、次世代を担うアスリートに夢や希望を与えるため、国際大会や全国大会などで活躍する アスリートを支援するとともに、本市が持つスポーツ資源を最大限に生かし、生涯スポーツの推 進とスポーツを通じた関係人口の拡大に取り組みます。

【計画指標】

項目	現状値	目標値
スポーツ施設年間利用者数	404,976人(2021)	540,000人(2027)
スポーツ大会や運動・スポーツ 教室の参加者数	7,953 人(2021)	20,000人(2027)
市体育協会・スポーツ少年団に 加盟している団体数	75 団体(2021)	90 団体(2027)
市内スポーツ施設の環境に満 足している市民の割合	77.1%(2021)	85.0%(2027)

【関連法令・計画等】

第3期スポーツ基本計画(スポーツ庁) (2022(R4)年度~2026(R8)年度) 福島県スポーツ推進基本計画 (2022(R4)年度~2030(R12)年度)









主要施策 Ⅲ-2-(1)

スポーツ参画の促進

【目指す姿】

いつでも、身近にスポーツを「する」「みる」「ささえる」場所と機会があり、多様なスポーツへ参 画することができています。

【主な取り組み】

円谷幸吉メモリアルマラソン大会をはじめとする各種スポーツ大会や教室を開催します。 スポーツ関係団体や民間事業者と連携したイベントを開催します。

主要施策 Ⅲ-2-(2)

競技スポーツの推進

【目指す姿】

本市在住・本市出身アスリートを支援して、競技力の向上と本市のイメージが向上しています。

【主な取り組み】

予選会などを経て上位大会に出場する選手に対して激励金を交付します。

オリンピック・パラリンピック強化指定選手に対して奨励金を交付します。

世界大会などで活躍した選手に対して「幸吉賞」を授与します。

活躍した選手について、積極的に情報を発信します。

主要施策 Ⅲ-2-(3)

スポーツを通じた関係人口の拡大

【目指す姿】

本市が持つスポーツ資源を最大限に活用し、市外の方が来訪し、本市の魅力に触れることで、 スポーツを通じた関係人口の拡大が図られています。

【主な取り組み】

関係機関などと連携して市外からの合宿や各種大会を誘致します。

利用者のニーズに対応したスポーツ施設の充実を図ります。

基本目標

IV

文化芸術や観光などの地域資源が活用され、交流が図られている

基本施策

IV-1

特撮文化の推進

【現状と課題】

本市出身で「特撮の神様」と称される円谷英二監督が礎を築いた特撮を文化として継承していくため、さらなる顕彰、発信に取り組んでいく必要があります。

【施策の方向性】

郷土の偉人である円谷英二監督が礎を築いた、「特撮」を世界に誇る文化として顕彰し、後世につないでいくことを目的として、資料等の収集、保存、修復及び調査研究に取り組み、特撮文化拠点都市の構築・発信を行います。

特撮資料の計画的な収集・保存に取り組むとともに、特撮を世界に誇るべき文化として継承していくことにより、交流人口の拡大及び地域の活性化を図ります。

第二の円谷英二監督の輩出を目指して、人材育成に取り組みます。

【計画指標】

項目	現状値	目標値
円谷英二ミュージアム、須賀川特撮 アーカイブセンターの年間来館者数	57,184 人(2021)	84,000人(2027)
特撮関連事業の参加者数	3,614人(2021)	4,300人(2027)

【関連法令·計画等】

須賀川市歴史文化基本構想 (2019(R元)年度~)







主要施策 IV-1-(1)

特撮文化の継承

【目指す姿】

特撮資料の計画的な収集、保存に取り組むとともに、特撮資料の文化財化を目指します。また、世界に誇るべき文化として、特撮文化が継承・発信されています。

【主な取り組み】

特撮文化の継承と発信に取り組むための長期的ビジョンを広く市民に明示することを目的に、 特撮文化振興基本方針を策定します。

特撮関連資料の計画的な収集・保存と特撮文化を継承します。

特撮に係る映像を記録し、発信します。

主要施策 IV-1-(2)

公民学の連携

【目指す姿】

市民、企業、特撮関係団体、教育機関などが、それぞれの知見を活かして連携することにより、特撮文化がより一層顕彰・発信されています。

【主な取り組み】

国や民間企業と連携して、特撮アーカイブセンターの収蔵物の調査研究を行い、特撮文化の継承に努めます。

大学などの教育機関が、市内で特撮映像を撮影、発信することにより、特撮に対する興味喚起 を促します。

特撮のプロや特撮を研究する機関と連携して特撮を文化として広めます。

主要施策 IV-1-(3)

次世代を担う人材の育成

【目指す姿】

特撮映像制作のワークショップを継続的に行うなど、人材育成に取り組むことによって、次世 代を担うクリエーターが創出されています。

【主な取り組み】

現役の特撮のプロを講師に、年間を通じてその技術等を学ぶことができる「すかがわ特撮塾」 を開催し、特撮などの芸術分野におけるクリエーターとなる人材の育成に取り組みます。

特撮技法を体験できる「特撮ワークショップ」を開催し、特撮の魅力をわかりやすく伝えます。

文化芸術の推進

【現状と課題】

歴史や文化を生かしたまちづくりを進めるためには、地域の文化芸術や歴史資源などの継承 や活用、愛着や誇りの醸成が必要です。

伝統文化に対する意識の希薄化や価値観の多様化による後継者不足などの要因により、文化 財の継承が困難になっています。

文化芸術活動団体の団体数と所属している市民数が減少傾向にあります。

【施策の方向性】

地域に存在する指定・未指定の文化財全般を「歴史・文化資源(地域の宝)」と位置付け、地域における歴史・文化資源を明らかにすることを通し、地域に住む人々が誇りや愛着を持って地域の宝の保存・活用に取り組むとともに、歴史や文化を生かしたまちづくりを進めていくための長期ビジョンとして「須賀川市歴史文化基本構想」を策定しました。「須賀川市歴史文化基本構想」に基づき、地域の文化財の保存・活用に取り組むとともに、歴史文化を生かしたまちづくりを進めます。

また、市民が文化芸術に親しみを持ち、理解を深めて自ら活動できるよう、文化芸術活動団体の活動を継続して支援します。

【計画指標】

項目	現状値	目標値
文化芸能の活動をしている団体 に所属している市民数	3,055人(2021)	3,300人(2027)
文化芸術施設の主催・共催事業 の参加者数	19,235人(2021)	26,000人(2027)
郷土の歴史文化に関する講座な どの参加者数	6,413 人(2021)	7,700人(2027)

【関連法令·計画等】

須賀川市歴史文化基本構想(2019(R元)年度~)







主要施策 IV-2-(1)

文化芸術に親しむ機会の充実

【目指す姿】

文化芸術活動団体の活動を支援し、文化センターや風流のはじめ館などでの事業を通して、多様な文化芸術や俳句をはじめとする和文化に親しむ機会が充実しています。

【主な取り組み】

文化芸術鑑賞機会を提供します。

文化芸術活動団体の活動を支援します。

主要施策 IV-2-(2)

歴史・文化に関する資料や情報の収集と調査研究

【目指す姿】

須賀川の歴史、文化に関する資料や情報の収集と調査研究の充実を図るとともに、貴重な資料 の散逸などを防ぎ、保全されています。

【主な取り組み】

学識経験者などで構成する文化財保護審議会において、文化財の指定に関する審議を始め、 文化財の保護並びに活用に関する重要事項について調査審議します。文化財の指定に関する審議をはじめ、文化財の保護並びに活用に関する重要事項について調査審議します。

発掘調査を行い埋蔵文化財の歴史的価値を調査し、保存・記録します。

指定文化財の維持管理等を行うことにより、良好な保存状態を保ち、有効に活用します。

主要施策 IV-2-(3)

地域の宝創造プロジェクト事業の推進

【目指す姿】

各地域にある「自慢・大切に・残したいモノ・コト」などの様々な資源が、地域の宝として再認識 されています。

【主な取り組み】

各地域にある様々な資源を、宝として再認識することで、市民のシビックプライド(郷土愛)を醸成します。

各地域に残る「自慢・大切に・残したいモノ・コト」を掘り起こし映像化して市の新たな魅力として発信します。

主要施策 IV-2-(4)

史跡などの保全管理の推進

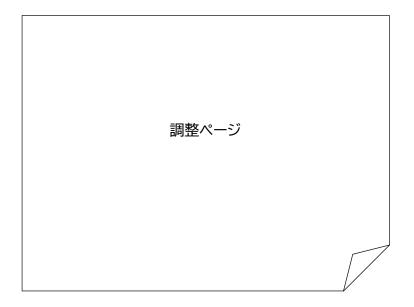
【目指す姿】

上人壇廃寺跡をはじめとする史跡や天然記念物などを後世に引き継ぐため、地域の理解と協力を得ながら、周辺環境の整備などを含め、保全管理がなされています。

【主な取り組み】

上人壇廃寺跡について、史跡公園として整備し、市民が史跡に触れあえる憩いの場として整備します。

市内各地域に残る史跡などについて、地域に身近な歴史・文化資源として周知啓発し、地域の理解を促します。



基本目標

V

教育委員会活動が充実している

基本施策

V-1

教育行政の体制の整備

【現状と課題】

教育委員会は、地域における教育行政を推進する重要な役割を担っており、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて教育委員会の責任体制の明確化や、体制を整備することなどが必要です。

市民をはじめ、児童生徒、保護者などからの信頼を得るために、教育委員会はより高い使命感を持って教育行政を推進しなければなりません。

学校に求められる役割が拡大する中、教職員の長時間勤務の改善が課題となっており、教育 委員会として学校現場における業務の適正化が強く求められています。

【施策の方向性】

公正かつ適正な教育行政を行うため、教育委員会の責任を明確にし、基本方針の策定や規則等の制定・改廃、教育行政活動の点検評価を行うための体制を充実させるとともに、積極的な市民の参画と協働を推進して「開かれた教育委員会」の確立に努めます。

教職員の働き方を見直し、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、学校における働き方改革を進めます。

【関連法令·計画等】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律













主要施策 V-1-(1)

情報の公開と市民の意見を取り入れた教育行政の推進

【目指す姿】

市民、保護者及び地域住民等に対し教育委員会の活動などの情報が提供されるとともに、改善すべき内容が反映され、公正かつ適正な教育行政が行われています。

【主な取り組み】

市長と教育委員による教育懇談会を開催し、教育行政の課題について協議します。

各学校に設置した学校評議員会とともに、地域に開かれた学校の運営を図ります。

パブリックコメントを実施するなど、市民の意見等を取り入れます。

ホームページ等により教育行政の情報を広く提供します。

主要施策 V-1-(2)

教職員の働き方改革の推進

【目指す姿】

教職員の多忙化を解消し、教職員が児童生徒と向き合う時間や、教材研究及び研修の時間が確保され、質の高い教育活動が展開されています。

【主な取り組み】

「須賀川市の学校の働き方改革リーフレット」を作成し、全教職員へ配付して周知します。 統合型校務支援システムを活用して、教員の負担軽減を図ります。

主要施策 V-1-(3)

教育委員会の公正かつ円滑な業務遂行

【目指す姿】

多くの教育課題に取り組むため、市や各学校、関係機関との連携を図り、相互協力のもと、地域の実情に応じた教育振興が図られています。

【主な取り組み】

定期的に教育委員会会議を開催します。

教育委員が参加する学校指導訪問を充実し、教育活動の現状把握と教職員からの意見の傾聴を行います。

教育行政点検評価委員会により、前年度の教育行政の成果を点検・評価します。